

# 令和8年度(令和7年分)給与支払報告書の提出について

給与支払報告書の用紙は美浦村役場税務課(5番窓口)で配付しています。

また、美浦村ホームページからダウンロードできます。(https://www.vill.miho.lg.jp/)

トップ → くらし・環境 → 税金・年金 → 個人住民税 → 給与支払報告書(総括表・個人別明細書)の提出について

## 1 提出期限 令和8年2月2日(月)

※提出期限を過ぎると6月当初からの課税に間に合わない場合があります。

## 2 提出先 受給者の令和8年1月1日現在の住所所在地の市区町村

(令和7年中に退職した方は、退職日現在の住所所在地の市区町村)

※該当者がいない場合は、提出する必要はありません。

## 3 対象者 令和7年中に給与の支払いを受けた方全員

について、給与支払報告書を作成し提出してください。(源泉徴収税額の有無にかかわらず、令和7年中の退職者、アルバイト・パート等、役員等を含む)

給与の支払金額が30万円以下であっても、個人住民税課税の資料になりますので、提出のご協力をお願いします。

## 4 提出書類 ※副本の提出は不要です。正本のみ提出してください。

### (1) 給与支払報告書 総括表…1枚 提出してください。

令和7年度に美浦村で特別徴収義務者として指定されている事業所には、美浦村が作成した赤色刷の総括表を送付いたします。

### (2) 給与支払報告書 個人別明細書…1人につき1枚 提出してください。

記入に際しては「令和7年分給与所得の源泉徴収票」と同じ要領で記入してください。

### ◇ 異動が生じた（退職・転勤・休職等により給与の支払を受けなくなった）場合は、

「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。

提出先は、受給者の1月1日現在住所地の市区町村です。令和7年度住民税の特別徴収の指定を受けている市区町村と、令和8年度給与支払報告書を提出する市区町村が異なる場合は、両方の市区町村に異動届出書を提出してください。

## 5 電子データによる提出について

### ◇ eLTAX(エルタックス) または 光ディスクによる提出を受け付けています。

※電子データで提出された場合、同内容を紙媒体で郵送する必要はありません。

※前々年における給与所得の源泉徴収票の提出枚数が100枚以上であるときは、電子データでの提出が義務付けられています。

#### (ア) eLTAX(エルタックス) 地方税ポータルシステム

給与支払報告書や異動届出書等の電子申告が可能です。1回のデータ送信操作で複数の市町村に提出できる等のメリットがあります。また、給与支払報告書と源泉徴収票を市町村と税務署に同時に提出でき、すべての市町村に一括して特別徴収税額の納入ができます。  
ぜひご利用ください。

《eLTAXに関するお問い合わせ先》 eLTAX ホームページ (https://www.eltax.lta.go.jp)

#### (イ) 光ディスク

CD-R、DVD-Rが利用できます。

● レーベル面に右記事項を記載してください。  
(油性ペンまたはラベル貼付)

● データ仕様：総務省「光ディスク等により  
給与支払報告書を提出する場合の規格等に  
ついて」 https://www.soumu.go.jp/kojinbango\_card/mynumber\_tax.html#kikaku

①提出先市町村名	⑤指定番号
②提出者名	⑥提出件数
③提出者住所	⑦提出年月日
④法人番号	_枚のうち_枚目

裏面に総括表と個人別明細書の記入方法があります

